令和７年度　就学援助のお知らせ（豊島区在住の方へ）

2025 School Financial Assistance（for Toshima resident only）　关于令和７年度就学援助的通知（致丰岛区居住者）

《毎年度申請が必要です。昨年度に認定を受けた方も必ずご申請ください。》

翻訳版→

If you need translation, please visit our website
Of Toshima City, Board of Education.
如果您需要翻译版本，请参考丰岛区教育委员会的网站主页。

SDGs未来都市としま
豊島区 TOSHIMA CITY　SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

◆ 対象者について

豊島区内に在住し、国公立の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

（１）生活保護を受けている方（必ずご申請ください。）

（２）生活保護は受けていないが、令和6年中の世帯所得額が下記の「認定となる所得額の例」に該当する方

【認定となる所得額の例】

人数	世帯構成（例）	世帯全員の合計所得額
２人	35 歳、７歳	約３０５万円未満
３人	40 歳、12 歳、７歳	約３９８万円未満
４人	45 歳、45 歳、14 歳、９歳	約４１５万円未満
５人	70 歳、45 歳、45 歳、12 歳、７歳	約４４８万円未満

※ 上記の表は、参考であり家族構成や年齢によって認定基準額が異なるため、基準額を超えていると思われる場合であっても、援助を希望する場合は必ずご申請ください。なお、所得とは給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者等確定申告をした方は確定申告書の「所得金額の合計」です。

（３）上記を除き、就学援助費受給申請書の申請理由の項目に該当する方

◆ 支給費目等

費　　目 … ①学用品費　②入学支度金（４月認定者のみ）　③校外活動費（遠足等）
④移動教室費　⑤クラブ活動費（中学のみ）　⑥体育実技用具費（中学のみ）
⑦学校給食費※　⑧芸術鑑賞費　⑨修学旅行費（中３のみ）
⑩卒業アルバム代　⑪インフルエンザ予防接種費（中３のみ）

※「⑦**学校給食費**」については、豊島区立の小中学校給食費無償化に伴い、当該小中学校在籍者の方は、就学援助費からの支給はありません。豊島区立以外の小中学校在籍者の方は、保護者の負担する実費相当額を支給します。

※ **生活保護受給者**は、⑧～⑪のみ支給します。（①～⑦は生活保護費から支給）

※ **特別支援学校在籍者**は、就学奨励費（別途、特別支援学校で申請）との差額分を支給します。

支給時期 … 認定結果の通知と合わせてお知らせします。

◆ 申請手続きについて

1. 電子申請

右の二次元コードからご申請ください。
PC などからご申請する場合は、『豊島区 就学援助』で検索してください。

最短10分で申請完了！

2. 書面申請

就学援助費受給申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類と合わせて、**豊島区教育委員会　学務課へ郵送または窓口**にてご申請ください。提出先は、裏面「◆問合せ先・提出先」をご確認ください。

申請期限：令和７年４月30日（水）消印有効（郵便事故の責任は負いかねます。）

※ なお、申請は５月以降も受付しておりますが、**認定は申請月から**となります。（最終申請期限は２月末まで）

◆ 認定審査に伴う添付書類について

(1) 添付書類について

「就学援助費受給申請書の申請理由③～⑦」に該当する方は、必要な添付書類を合わせてご提出ください。

◎申請書提出時に添付書類が揃わない場合は、先に申請書のみご提出ください。

申請理由	項　目	添付書類
① ②	生活保護を受けている又は廃止･停止を受けた	**●添付書類は不要です。**
③	世帯所得額が基準額未満である	**●下記「(2) 所得証明について」をご確認ください。**
④	児童扶養手当を受給している	**●児童扶養手当証書（コピー）** 児童手当とは異なる手当ですので、ご注意ください
⑤	区民税が非課税または減免	**●令和7年度住民税課税(非課税)証明書※原本** 令和7年1月1日の住民登録地が豊島区の方は提出不要。令和7年1月1日の住民登録地が豊島区以外の方のみご提出ください。
	固定資産税・個人事業税が減免	**●減免決定通知書（コピー）**
⑥	国民年金の保険料の減免	**●国民年金保険料免除申請承認通知書（コピー）**
	国民健康保険の保険料の減免	**●減免決定通知書（コピー）**
⑦	生活福祉資金の貸付を受けている	**●生活福祉資金貸付決定通知書（コピー）**

(2) 所得証明について

所得証明が必要か判断するためのフローチャート

「**はい➡**」「**いいえ⇨**」で進んでください。

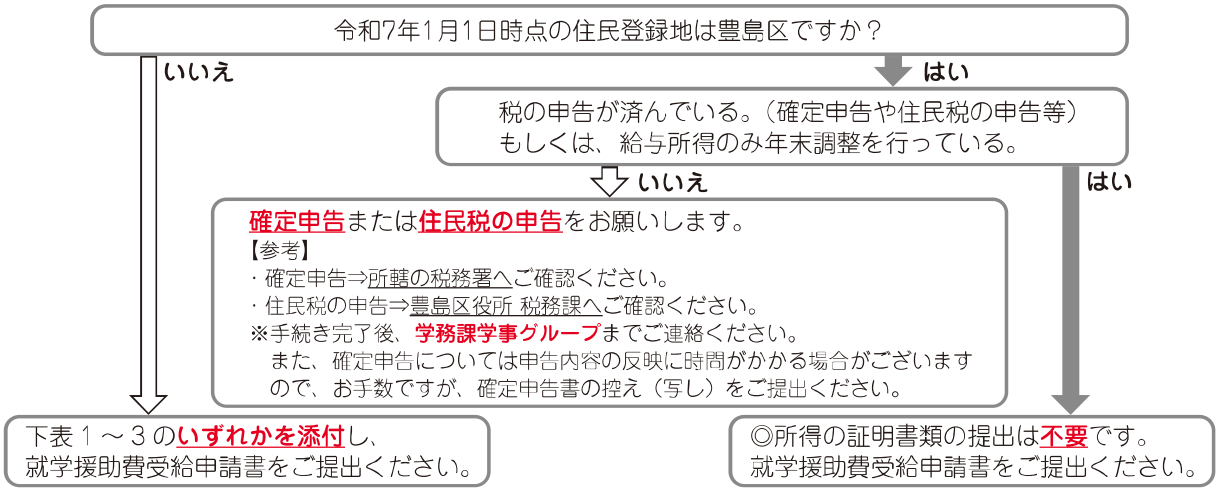

◆「令和７年１月１日の住民登録地が豊島区以外の方」添付書類

◎申請書提出時に添付書類が揃わない場合は、先に申請書のみご提出ください。

	添付書類	備　考
1	令和７年度課税(非課税)証明書※原本	令和7年1月1日時点の住民登録地の自治体で、令和7年6月以降に取得可能です。※令和6年中の所得金額の記載のあるものが必要になります。
2	令和６年分の確定申告書の控え	申請履歴の確認ができない確定申告書の控えについては、受信通知や受付完了通知（リーフレット等）などを合わせてご提出ください。※申請書等情報取得サービス（e-Tax）を利用したイメージデータ（PDF）可。
3	マイナンバー関係書類	「マイナンバー利用同意書（就学援助申請用）」を豊島区ホームページよりダウンロードのうえ、ご提出ください。

◆ 問合せ先・提出先

〒171-8422 豊島区南池袋２丁目 45 番１号 豊島区役所本庁舎７階

豊島区教育委員会事務局 教育部 学務課　電話：０３－３９８１－１１７４（直通）

受付時間 ： 午前８時 30 分～午後５時 ※土・日・祝日は閉庁日のため、予めご了承ください。

令和７年度 就学援助費受給申請書（兼委任状・同意書・口座振替依頼書）

当申請書は、援助を受けたい児童又は生徒ごとに記入してください。

豊島区教育委員会 あて　　令和　　年　　月　　日

下記の事項に同意し、必要書類を添えて就学援助を申請します。

1．認定にあたって、世帯員の住民登録情報、税務情報、生活保護情報、児童扶養手当情報を調査し、利用することに同意します。
2．就学援助の支給について、下記口座へ振込むことに同意します。
3．学校長に申請・認定情報を提供することに同意します。
4．学校納付金等を滞納した場合、就学援助費の支給及び目的に従った処理に関する一切の権限を学校長に委任します。
5．区域外就学者に関して、在籍の学校及び教育委員会に認定状況及び支給状況を通知することに同意します。

申請者（保護者）

フリガナ 氏　名 生年月日：（昭和）・（平成）　年　月　日	《続柄》父・母・その他（　） 《配偶者》有・無	連絡先：（　　） 住　所：豊島区＿＿＿＿＿＿ ＿＿丁目＿＿番＿＿号 （アパート・マンション名） 令和７年１月１日の住民登録地：（①豊島区）　（②その他） ※「②その他」の方は、所得証明書類が必要になる可能性があります。「令和７年度就学援助のお知らせ」の裏面「(2) 所得証明について」をご確認ください。

児童・生徒

フリガナ 氏　名 生年月日：平成　年　月　日	（豊島区立）・（国立）・（都立）・（　　立） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 小学校／中学校	学年 年

世帯員について

①または②のどちらかに○を付けてください。

(1) 生計をともにする世帯構成は、（1）住民票のとおりである　（2）住民票とは異なる

※一時的に住所を別にしている家族でも、**生計（生活費等）が一緒の場合は同一世帯**とみなします。なお、夫婦で、一方が単身赴任や親の介護等で住所を別にしている場合は、**原則同一世帯として審査**いたしますので（2）へご記入ください。

(2) (1)で「住民票とは異なる」と回答した方のみ、以下に別世帯で生計をともにする方をご記入ください。

氏　名	児童生徒からみた続柄	生年月日	令和７年１月１日時点の住所
		昭・平・令　年　月　日	
		昭・平・令　年　月　日	
		昭・平・令　年　月　日	

振込先口座

前年度に「就学援助を受けているかた」は、下記①または②のどちらかに○を付けてください。

※なお、前年度に「就学援助を受けていないかた」は、必ず口座情報の記入及び通帳のコピーを添付してください。

(1) 前年度と振込先口座を　（1）変更しない　（2）変更する　※変更する場合には、必ず通帳のコピーを添付してください。

金融機関コード	銀行名	支店コード	支店名
	（銀行）・（信用金庫）		支店

預金種目	口座番号	名義人氏名（カタカナで記入）　※正確に記入してください。
（普通）・（当座）		

申請理由

該当する番号に○を付けてください。　※③～⑦に○を付けた場合は、添付書類が必要になる場合がございます。「令和7年度就学援助のお知らせ」の裏面「(1)添付書類について」を必ずご確認ください。

（1）生活保護を受けている
（2）前年度又は当該年度において、生活保護の廃止又は停止を受けた
（3）世帯所得額が基準額未満である
（4）児童扶養手当を受給している
（5）各種税（区民税・固定資産税・個人事業税）について非課税であるまたは減免を受けている
（6）国民年金、国民健康保険の保険料について各種減免されている
（7）生活福祉資金の貸付を受けている
（8）その他 ※具体的な理由を下記に記入してください

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受領印

事務処理

受付	入力	備考：	添付書類：　済　・　未
窓・郵	／		認定日：令和　年　月　日
			認定区分：　準・要・否

◆ 留意事項

------①就学援助申請について----------

・前年度豊島区で「就学援助を受けていた方」も、**毎年度（4月以降～）就学援助の申請**が必要です。
・書面申請を行う場合は、**援助を受けたい児童・生徒ごと（１名につき１枚）**にご提出ください。
なお、電子申請の場合は、兄弟姉妹をまとめてご申請いただくことが可能です。
・申請書は、学務課学事グループ窓口（豊島区役所本庁舎７階）、東部区民事務所、西部区民事務所および総合窓口課（区役所本庁舎３階）で配布しております。また豊島区ホームページからも印刷可能です。
・申請書提出時に必要な添付書類が揃わない場合は、先に申請書のみをご提出ください。

------②添付書類について----------

●通帳のコピー（申請者全員共通）
・銀行名、支店名、名義人（カタカナ）、口座番号のある面が必要になります。なお、通帳を発行されていない場合には、上記記載の口座情報の確認ができるキャッシュカードまたはWeb通帳のコピー等確認できるものを添付してください。
※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の最初のページ（見開き部分）をコピーしてください。
※前年度豊島区で「就学援助を受けている」かつ「振込口座を変更しない場合」については、提出不要です。

所得の証明に関する添付書類については、「令和７年度 就学援助のお知らせ（豊島区在住の方へ）」の裏面「（1）添付書類について」及び「（2）所得証明について」を必ずご確認ください。

------③所得審査について----------

・就学援助の認定審査には、**同一世帯全員（別世帯であっても生計を一にする方も含む）の令和６年中の所得情報**が必要になります。
・令和６年中に海外勤務をしていた場合や令和７年１月１日以降に海外から転入した方などは、海外での所得を証明できる書類を提出する必要があります。
・１名でも所得状況の確認ができない場合は、申請を却下する場合がありますので、予めご了承ください。

------④認定結果について----------

・４月中の申請は、６月中旬に審査を行います。認定結果通知は、**７月上旬に郵送**します（予定）。
・５月以降の申請は、7月上旬以降に随時通知します。

------⑤その他----------

・認定となった場合であっても、**豊島区外へ転出した場合**、豊島区から就学援助費を受給することが出来なくなります。転出後も就学援助を希望される場合は、転出先の区市町村教育委員会へ再度申請が必要になりますので、予めご了承ください。

◆ 特別支援教育就学奨励費について

区立小・中学校の特別支援学級（固定級・通級）の児童・生徒の保護者または学校教育法施行令第22 条の３に該当する障害のある児童・生徒の保護者を対象に経済状況等に応じて、その就学を支援する特別支援教育就学奨励費があります。**（就学援助と合わせて申請可能）**特別支援学級の児童・生徒には学校を通じて申請書を配付します。その他希望者は、学務課学事グループにご連絡ください。